

## 第5回龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置審議会資料

### 1 近隣自治体における小中学校の統合事例

#### (1) 藤代町立高須小学校と桜が丘小学校の統合

##### 【統合までの経緯】

高須小学校は、児童数が減少し、平成15年度から複式学級になると予想されたことから、平成13年9月、教育委員会で内部協議が開始された。

その後、平成13年10月から平成16年11月にかけて、高須小学校の現状と課題について保護者や地域の皆さんに周知を図るとともに、PTA意見交換会、地区懇談会、学校評議員との懇談会等を開催し、平成17年4月1日から高須小学校を桜が丘小学校に統合することになった。

高須小学校では、予想どおり平成15年度から一部の学年が複式学級となっていたが、桜が丘小学校との統合により、複式学級が解消された。また、1学級の人数が増えたことにより、児童の人間関係に広がりができるとともに、お互いに切磋琢磨する機会が増加した。

なお、校舎については、既存の桜が丘小学校を活用することとなり、学校名については、桜が丘小学校とすることになった。

小学校統合後の児童の環境変化を考慮し、統合前の平成16年7月から11月にかけて、交歓学習会を行い、児童相互の融和を図った。

##### 【具体的な状況】

統 合 時 期 : 平成17年4月1日

項 目		統合後(H17.5.1)	統合前(H16.5.1)	
各小学校の状況	学校名	桜が丘小学校	桜が丘小学校	高須小学校
	児童数	425名	427名	48名
	普通学級数	15学級	15学級	5学級
最大通学距離		4.1km(4km以上の児童数2名)	3.0km	
通 学 支 援		スクールタクシー1台を確保	-	-

## (2) 利根町立東文間小学校と文間小学校の統合

### 【統合までの経緯】

平成18年5月、東文間小学校の児童数は、62名となり一部の学年が複式学級となっていた。さらに、児童数が4名(男子1名、女子3名)の学年があり、数年後には、全学年を合わせても4学級になってしまう可能性が大きくなっていたことから、保護者からも他校との統合を望む声が多く寄せられていた。

こうした状況を踏まえ、平成18年6月に小学校適正規模検討委員会を立ち上げ、その後、地区代表懇談会や保護者懇談会等を開催し、平成20年4月1日から東文間小学校を文間小学校に統合することになった。

この統合により、東文間小学校の複式学級は解消されたが、統合先である文間小学校の学級数は、統合前と同様に全学年ともに単学級のままととなっている。

なお、校舎については、既存の文間小学校を活用することとなり、学校名については、文間小学校とすることになった。

小学校統合後の児童の環境変化を考慮し、統合前に学校間の交流を行い、児童相互の融和を図った。

### 【具体的な状況】

統合時期：平成20年4月1日

項目		統合後(H20.5.1)	統合前(H19.5.1)	
各小学校の状況	学校名	文間小学校	文間小学校	東文間小学校
	児童数	165名	108名	56名
	普通学級数	6学級	6学級	5学級
最大通学距離		4.0km(1名)	2.5km	
通学支援		既存の福祉バスを通学及び下校時間帯にスクールバスとして併用。デマンド乗り合いタクシー	-	-

### (3) 利根町立太子堂小学校と布川小学校の統合

#### 【統合までの経緯】

昭和59年、宅地開発に伴う児童数急増に対応するため、布川小学校の分離校として太子堂小学校が開校した。

しかし、近年、少子化等により児童数が減少し、平成19年度には、布川小学校が11学級、太子堂小学校が7学級となっていた。こうした状況の中、太子堂小学校の保護者からは、いじめ問題や不登校に対応するため、布川小学校と統合し、各学年が2クラスになるようにしてほしい旨の要望が寄せられていた。

こうした状況を踏まえ、平成18年6月、小学校適正規模検討委員会を立ち上げ、その後、地区代表懇談会や保護者懇談会等を開催し、平成20年4月1日から布川小学校と太子堂小学校を統合することになった。

統合後は、全学年ともクラス替えができる2学級以上となった。

なお、校舎については、既存の太子堂小学校を活用することとなり、学校名についても、布川小学校とすることになった。

小学校統合後の児童の環境変化を考慮し、統合前に学校間の交流を行い、児童相互の融和を図った。

#### 【具体的な状況】

統合時期：平成20年4月1日

項目		統合後(H20.5.1)	統合前(H19.5.1)	
各小学校の状況	学校名	布川小学校	布川小学校	太子堂小学校
	児童数	401名	253名	136名
	普通学級数	15学級	11学級	7学級
最大通学距離		3.5km	2.5km	
通学支援		既存の福祉バスを通学及び下校時間帯にスクールバスとして併用。	-	-

#### (4) 利根町立新館中学校と利根中学校の統合

##### 【統合までの経緯】

昭和59年、宅地開発に伴う生徒数急増に対応するため、利根中学校の分離校として新館中学校が開校した。

昭和63年度の利根中学校の生徒数は、約580名(学級数15)、新館中学校は、約900名(学級数22)であったが、平成18年度には、少子化等により利根中学校が約130名(学級数5)、新館中学校は、約270名(学級数10)となっていた。

こうしたことから平成16年9月に中学校統合検討委員会を立ち上げ、平成19年4月1日から利根中学校と新館中学校を統合することになった。

なお、校舎については、既存の新館中学校を活用することとなり、学校名については、利根中学校とすることになった。

中学校統合後の生徒の環境変化を考慮し、統合前に学校間の交流を行い、生徒相互の融和を図った。

##### 【具体的な状況】

統合時期：平成19年4月1日

項 目		統合後(H19.5.1)	統合前(H18.5.1)	
各小学校の状況	学校名	利根中学校	利根中学校	新館中学校
	児童数	389名	126名	271名
	普通学級数	13学級	5学級	10学級
最大通学距離		6.4km(6km以上の生徒数4名)	2.5km	
通学支援		-	-	-

## 2 馴馬小学校が馴馬台小学校となった経緯

馴馬台小学校の開校前、平台地区の児童は、松葉小学校に就学していたが、平成3年度の松葉小学校の児童数は、約800名（普通学級数22）となっていた。さらに、小柴地区のステラ周辺には、新たに600世帯の分譲が計画されていたため保護者からは、「早く学校を作ってほしい。」旨の聲が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、市では、北竜台地区を開発した住宅・都市整備公団（現・独立行政法人都市再生機構）が学校用地として予定していた場所（現在の馴馬台小学校敷地）に、松葉小学校の分離校として（仮称）平台小学校を建設する計画を進めることにした。

一方、（仮称）平台小学校の建設予定地に近接した馴馬小学校では、平成3年度の児童数が、約120名（すべての学年が単学級）となっており、数年後には一部の学年が複式学級になると予想されていたことから、（仮称）平台小学校に馴馬小学校を統合する検討を行うことになった。

平台地区の保護者からは、統合に反対する声上がり、馴馬地区の保護者からは、新設する学校名に伝統ある馴馬の2文字を残して欲しい等々、双方の保護者から様々な意見や要望が寄せられたが、平成5年4月、松葉小学校の分離校として馴馬小学校を統合する形で馴馬台小学校が新設された。

### 【具体的な状況】

馴馬台小学校の開校時期：平成5年4月1日

松葉小学校の分離校として馴馬小学校を統合する形で開校

項 目		馴馬台小学校開校時 (H5.5.1)	統合前(H4.5.1)	
			松葉小学校	馴馬小学校
各小学校の状況	学校名	馴馬台小学校	松葉小学校	馴馬小学校
	児童数	287名	854名	116名
	普通学級数	10学級	25学級	6学級
最大通学距離		1.7km	-	
通学支援		-	-	-

平成5年5月1日の松葉小学校の児童数は、768名（普通学級数22）となった。

### 3 最大通学距離の地区から通学している児童生徒数

(平成22年5月1日現在)

学校名	最大通学距離となる地区	距離	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
龍ヶ崎小学校	富士見地区	2.0	3	3	5	7	5	5	28
龍ヶ崎西小学校	高砂地区	1.3	3	0	7	7	5	12	79
	直鮎地区		8	7	6	6	10	8	
大宮小学校	北河原地区	3.1	1	0	0	0	1	0	2
馴柴小学校	若柴北地区(星宮神社付近)	1.8	4	0	0	2	1	0	8
	庄兵衛新田町地区		0	0	0	1	0	0	
川原代小学校	川原代町姫宮地区	2.0	4	6	4	3	4	7	28
北文間小学校	豊田町根柄地区	3.2	0	0	0	0	0	0	0
松葉小学校	小柴4丁目地区	1.1	17	13	17	14	14	19	94
長山小学校	長山1丁目地区	1.0	1	1	3	2	2	4	13
久保台小学校	長山前地区	3.0	0	2	2	3	2	0	9
馴馬台小学校	馴馬町南地区(竜ヶ崎自動車教習所付近)	1.7	0	2	1	1	1	1	6
八原小学校	泉地区(小野川町田橋付近)	3.9	1	0	0	0	1	0	2
城ノ内小学校	城ノ内4丁目地区	1.3	1	0	1	1	0	0	3
長戸小学校	大塚町地区	3.2	3	1	2	3	1	2	12
愛宕中学校	羽黒町地区	6.1	1	1	1	/			3
	豊田町根柄地区		0	0	0				
城南中学校	北河原地区	5.1	1	0	0	/			1
城西中学校	若柴北地区(星宮神社付近)	2.6	0	1	0				
	庄兵衛新田町地区		0	0	1	/			2
長山中学校	小柴4丁目地区	2.3	15	19	19				
中根台中学校	馴馬町南地区(竜ヶ崎自動車教習所付近)	2.4	0	0	0	/			0
城ノ内中学校	大塚町地区	6.2	3	5	2				

#### 4 指定学校変更にかかる承認者数（承認基準別）

平成22年5月1日現在

就学すべき小学校または中学校の指定の変更に係る基準	小学校	中学校	計
1 身体的理由			
（1）指定学校に特別支援学級が無い	4	0	4
（2）障害等の理由で指定校の就学が困難	11	2	13
2 家庭に関する理由			
（1）保護者の就労により保護が困難	17	7	24
（2）家庭の事情で特に配慮を要する	8	5	13
3 住居に関する理由			
（1）住宅の新築・購入等，転居予定	5	2	7
（2）学期途中の転居	9	6	15
（3）公共事業による強制移転	0	0	0
4 地理的な理由			
（1）集団登校ができない	9	0	9
（2）交通上の安全が確保できない	94	10	104
5 その他の理由			
（1）いじめ・不登校・学校不適應	22	44	66
（2）希望校学区の自治会等に入会している	4	1	5
（3）借入先・入居条件による入居前の住所移転	0	0	0
（4）兄弟が指定学校変更していて同一校を希望	14	4	18
（5）何らかの事情で住民登録が異動できない	3	3	6
（6）指定学校に希望する部活動が無い	0	10	10
（7）その他教育委員会が必要と認める	2	26	28
合 計	202	120	322

## 5 学校選択制について

### (1) 学校選択制の種類

保護者の意見を踏まえて市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると主に次の5つのタイプに分類される。

#### 自由選択制

当該市町村内のすべての学校について選択を認めるもの。

#### ブロック選択制

当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの。

#### 隣接区域選択制

従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの。

#### 特認校制

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの。

#### 特定地域選択制

従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

### (2) 学校選択制を導入した自治体の具体例

#### 【埼玉県戸田市（市内6中学校の自由選択制）】

保護者や地域住民からの要請に対応するため、平成17年度の新中学1年生から学校選択制を導入し、市内全6中学校から進学校を選択できることとした。ただし、通学区域は維持し、通学区域内の生徒は、優先的に受け入れることとした。こうしたことから、通学区域外からの入学者数については、各校とも定員（それぞれ35人）を設け、希望者が定員を超えた場合には、抽選とした。

通学は、徒歩又は公共交通機関を利用することとし、自転車による通学は、原則として認めないこととした。

戸田市の総面積は、18.17 km<sup>2</sup>で、龍ヶ崎市（78.20 km<sup>2</sup>）と比べて、4分の1弱となっている。

#### 【東京都日野市（ブロック選択制）】

こどもや保護者の求める価値観の多様化に対応するため、平成13年度から学校選択制を導入し、小学校は、17学区を8つのブロックに、中学校は、8学区を4つのブロックに区切り、保護者、児童生徒が居住するブロックの学校から自ら入学したい学校を選ぶことができるようにした。

日野市の総面積は、27.53 km<sup>2</sup>で、龍ヶ崎市（78.20 km<sup>2</sup>）と比べて、3分の1強となっている。



### 【東京都杉並区（隣接区域選択制）】

魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりを目指して、平成14年度の小中学校の新1年生から学校選択制を導入し、住所地の学校に隣接した通学区域を持つ学校へ就学を申請できることとした。

ただし、学級数が18学級を大幅に超えている小学校への申請はできない。

### 【福岡県北九州市（特認校制）】

北九州市の児童数は、長期に渡って減少傾向にあり、郊外の小学校においても小規模化（6学級以下）が進み、複式学級となる状況がいくつかの学校で見られた。このような中、小規模化が進む学校へ通学区外から児童が入学できるようにし、一定の児童数を確保するため、平成11年度に学校選択の機会の提供の一つとして、「小規模校特別転入学制度（のびのびフレンドリースクール）」を創設し、特認校3校に限り、転入学を認めることとした。

転入学は、次の条件を全て満たしている場合に認められる。

- ・ 特認校の教育活動に賛同する保護者の児童であること。
- ・ 原則として公共交通機関を利用して児童が自力で概ね1時間以内で通学できること。また、通学にかかる交通費などは、すべて保護者が負担すること。
- ・ 1年以上の通年通学であること（夏季間や冬季間など、限定した短期間の転入学は、不可とする）。

特認校3校の状況・・・特認校制を採っても過疎地域であるため小規模校であることには、変わりがない。

- ・ 柄杓田小学校・・・H21年度の全児童数23名（1～2学年、3～4学年、5～6学年の複式学級）
- ・ 合馬小学校・・・H21年度の全児童数57名
- ・ 河内小学校・・・H21年度の全児童数26名

### 【岐阜県大垣市（特定地域選択制）】

平成13年度の新中学校1年生から学校選択制を導入した。

各校の地域の実情に応じて教育委員会が調整区域を定め、その区域内の複数の中学校から進学校を選択できるようにした。

調整区域の要件

- ・ 一つの小学校から複数の中学校に分かれて進学する地域
- ・ 通学距離が指定学校より他の学校の方が近くにある地域
- ・ 自治会活動と校区が異なる地域

上記の要件を満たし、かつ地域やPTAの総意がある場合に、教育委員会が調整区域を設定することとなる。

### 【福岡県久留米市（学校選択制の見直し）】

通学区の境界が入り組んでおり、就学指定校より隣接校に近い地域や一つの小学校から複数の中学校に分かれて進学する地域があった。

平成18年度の新中学1年生を対象として、学校選択制を導入した。

課題発生 複数の小学校を乗り越えて通学するなど、遠距離での通学や通学時間が長くなる事例を容認する制度となってしまった。  
広域から生徒が入学するため、中学校での生徒指導等において、広範囲な活動が余儀なくされている。  
希望者が多く、抽選が実施される学校がある一方で、一部に生徒数の過度な減少が生じている学校がある。

学校選択を行う場合には、就学指定校よりも通学距離が近い中学校である場合に限って、その中学校を選択できることとした。

### 【群馬県前橋市（学校選択制の廃止）】

保護者から就学指定校よりも近くにある隣接校を選択したいとの多くの要望が寄せられていたことから、平成16年度から市内の小中学校全てで学校選択制を導入した。ただし、自宅から学校までの直線距離が小学校は、4km以内、中学校は6km以内であることを要件とし、中学校については、受入人数を超える場合には、抽選とした。

しかし、次のような課題が生じた。

地域自治会・子ども会育成会等、居住地域との関係の希薄化  
登下校の安全面の確保の困難化  
生徒数の偏りの発生

学校選択制の導入により、学校の生徒が減少している中学校が特定化・固定化してしまい、適正規模という観点からは、大きな課題が残った。  
広域から生徒が入学するため、中学校での生徒指導等において、広範囲な活動が余儀なくされる。

このようなことから、学校選択制は、平成22年度の入学者を持って廃止することとした。

### (3) 学校選択制のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<p>特色ある学校づくりに対する教職員の意識が高まり、学校の活性化が図られる。</p>	<p>学校毎の児童生徒数に偏りが生じやすくなる。(一部の学校に児童生徒が集中し、学校の過密化につながりやすくなる一方で、小規模校は敬遠されやすく益々小規模化することが多い。)</p>
<p>指定校よりも自宅から近い学校を選択しやすくなる。</p>	<p>通学距離に制限を設けないと通学距離が長くなり、登下校時の安全確保が難しくなる。</p>
<p>児童生徒の人間関係を考慮して就学できる。(幼稚園や小学校時代の友人関係を、その後の進学時にも継続できる。)</p>	<p>通学区域外からの児童生徒が増加することにより、地元意識が微妙に薄れ、町会やこども会への参加が少なくなる。</p>
<p>「就学校を選んだ」という意識から、保護者の学校教育への関心が高まる。</p>	<p>子どもたち同士が同じ地域に住んでいても学校が違くと仲間になりにくい。</p>
<p>児童生徒が希望する部活動を経験できる。</p>	<p>住んでいる地域でのコミュニケーションが希薄化したり、地域への愛着が薄れる場合がある。</p>
	<p>通学手段に制限を設けないと自家用車での個人的な送迎が増え、学校周辺の交通対策が必要となる場合がある。</p>
	<p>学校間の序列化や学校間格差が生じることが懸念される。</p>